

平成 30 年 6 月 16 日現在

機関番号：34317

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26820277

研究課題名(和文)江戸時代の賀茂別雷神社遷宮に及ぼした公武権力の影響と修理の実態に関する研究

研究課題名(英文) A study of the influence of the imperial court and Tokugawa Shogunate on the process of "sengu"(a reconstruction ceremony) at the Kamo-wakeikazuchi Shrine during the Edo period

研究代表者

小出 祐子 (KOIDE, Yuko)

京都精華大学・デザイン学部・講師

研究者番号：50593951

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、江戸時代の賀茂別雷神社が当時の政治的、経済的状况に影響を受けながら8度の遷宮(造営)を遂行させていく実態を考究した。造営は幕府の緊縮財政策や、幕末期における攘夷運動の高まりのなかで行われたが、造営費の削減によって境内の建築の仕様や形状は簡略化される傾向にあり、それは18世紀中頃から顕著になる。一方で、幕末の不安定な世情のもとでの造営は、攘夷祈願を積極的に行う天皇の篤い崇敬を得るなかで実現した。天皇との深い結びつきを通して、神社は儀式や神服などの扱いにおいて、自らの古格と由緒を強調し、「敬神」の対象となるにふさわしい神社のイメージを確立していくことがあきらかになった。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study is to reveal the process of "Sengu"(a reconstruction ceremony) at the Kamo-wakeikazuchi Shrine and how the imperial court and Tokugawa Shogunate influenced on the process during the Edo period. The shrine desired to conduct "Sengu" in approximately every 20 years as a mean to preserve the special skills and knowledge of the religious ceremony. However, Tokugawa Shogunate did not approve "Sengu" at regular basis because of the government's financial problems. Therefore, the government reduced the budget of "Sengu". Consequently, the shrine was forced to change the materials and design of the buildings, evidently since the mid-18th century. On the other hand, the Emperor Komei and the shrine deepened their bonds by the common desire to expulse foreigners in the end of the Edo period. Through the bonding, the shrine appealed its heritage and good lineage, and successfully established the image that is worthy of respects.

研究分野：建築史

キーワード：賀茂別雷神社 上賀茂神社 江戸時代 造営 遷宮

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究対象の概要

本研究で対象とする賀茂別雷神社(上賀茂社)は、8世紀半ばに上社と下社に分立して以来、皇城鎮護の社として尊崇をうけてきた。平安時代末期までには、両社とも社頭の景観をととのえ隆盛を極めたが、中世の動乱のなか、次第に荒廃が進む。江戸時代に入り、後水尾天皇中宮東福門院和子の発願によって行われた寛永度造営(1628)のもとで、荒廃した社殿の多くは再興された。当造営(遷宮)により社頭の景観は旧に復し、以来明治維新をむかえるまでに、当社では8度の造営【表1】が行われた。

(2) 本研究に関連する先行研究成果

江戸時代における8度の造営は、一定の期間をもって実行されたわけではなく、20数年から50年に及ぶ間隔のばらつきがある。また、その不定期な造営は下社と同時期に行われた。神社は約20年を周期として造営を発願していたが、それにも関わらず実際の造営の間隔は大きく乱れる状況にあった。当社所蔵の造営関係史料からその要因を考察した結果、

- a. 不定期な造営は、予期し得ない社殿の破損が主原因ではなく、造営を許可しない幕府の意向によるものである。
- b. 江戸時代に下社と重ねられていく造営の形態は、賀茂社全体の由緒を訴え、速やかな造営の実現をのぞむ神社の創意の一つであった。

ことがあきらかとなった。また、8度の造営のたび新たに造り替えられた本殿以下3殿には、造営に際し「深秘之儀」があると言及した新史料を紹介し、20年という遷宮の周期が賀茂大工の秘奥継承と結びつく可能性を提示した(小出祐子「江戸時代の賀茂別雷神社における遷宮について」日本建築学会大会、2012)。

(3) 研究の着想に至った経緯

上述のように、造営の実現が大きく乱れた主たる要因は、造営の認可を下す幕府にある。その一方で、造営のたび10年以上に及ぶ追願を繰り返すなか、様々な策を講じて許可を得ようとする神社の動向が注目される。造営願書にしたためる文言や追願の極端な頻発に対しては、京都町奉行所から一定の制約がかけられた。それにも関わらず、修正を加えながら定期的に追願を重ね、時には造営認可をめぐる、御所の口添えを探るような動きや、ことさらに社殿大破の惨状を訴えることもあった。容易に造営の許可が下りないことを知悉した神社が、公武の外力をうけつつ、どのような創意をもって造営の発願を企てていくのか。当社の造営関係史料を網羅的に繙閲することで、本テーマに対して新たな知見を得られると判断し、研究を進めるに至った。

【表1】江戸時代における賀茂別雷神社本宮の正遷宮年月日

	本宮の正遷宮年月日
寛永度造営	寛永5 (1628).12.24
延宝度造営	延宝7 (1679).9.16
正徳度造営	正徳元 (1711).11.11
寛保度造営	寛保元 (1741).11.4
安永度造営	安永6 (1777).8.19
享和度造営	享和元 (1801).11.26
天保度造営	天保6 (1835).3.15
文久度造営	元治元 (1864).3.15

2. 研究の目的

本研究の目的は、江戸時代の上賀茂社において、円滑な造営認可の希求を背景に公武と強く結びついた神社のイメージが形成されていく過程をあきらかにすることにある。江戸幕府の寺社への修復助成は、元禄期以降の財政窮乏を背景として抑制、廃止の傾向にあった。江戸時代に公儀作事として8度の造営を挙行した当社でも、幕府の造営認可は容易に下りず、10年以上にわたる追願を重ねると共に、権門と結び由緒や古格を前面に掲げた様々な試みを企てる。本研究では、幕府の緊縮財政や幕末期の政情不安な状況の下で行われた神社の造営活動にみられる創意を検証し、公武権力の関与が当社の造営に及ぼした影響を考察する。

3. 研究の方法

本研究では、上賀茂社が当時の経済的、政治的状況に影響を受けながら、様々な手段をもって造営を実現させる実態を、当社所蔵の造営関連文書を主要史料として具体的に把握することを試みる。とくに上賀茂社の神官によって綴られてきた造営日記は、造営認可の延引や下賜金の減額といった幕府の厳しい措置に対して当社が社中で寄合をひらき、評議を重ねた結果が記録される点で注目すべき史料である。造営をめぐる神社と武家、あるいは賀茂伝奏を介した朝廷とのやりとりを史料から抽出し整理することで、修正を経てしたためられた願書の文言のみでは判断することのできない、試行の過程をたどることが可能となる。

また江戸時代末期の造営においては、幕末の不安定な世相が朝廷と上賀茂社との関係を深め、より篤い信仰と崇敬が当社に注がれていくという政治的構図にも注目する。内裏の炎上や諸国で頻発した地震、異国船渡来などの変異から孝明天皇は神仏へと帰依し、嘉永期以降、賀茂社を含む七社七寺へ攘夷を目的とした祈禱をたびたび命じた。本研究では、孝明天皇が即位してのち明治元年に至るまでの、上賀茂社に関連する国事関係、臨時祭、勅使発遣などを記録した「上加茂別雷神社記録」(明治7年、国立公文書館所蔵)や「孝明天皇紀」などの史料から当時の朝廷の動向を読み取り、速やかな造営の実現のために賀茂社が自らの由緒や朝廷との深い関係を利用

しようとした形跡をあきらかにする。

4. 研究成果

本研究で得られた成果は、以下のようにまとめられる。

(1)江戸時代前期の造営と造営奉行の役割

中世の戦乱によって荒廃した上賀茂社境内の諸建築は、江戸時代最初に行われた寛永度造営(1628)に際してその多くが再建された。当遷宮に要した諸費用は1151貫217匁2分にのぼり(賀茂別雷神社文書「上賀茂貴布祢本社舎屋并神宝諸色銀高寄帳」寛永10年5月)、江戸時代を通して最大規模の造営となる。

寛永度造営の工程

寛永度造営は、寛永4年(1627)1月に公儀作事として行方旨の通知が幕府から発せられたことに始まり、同10年に旧殿などが撤却されるまで、5年以上の歳月をかけて遂行された。本事業の工程については、上賀茂及び境外摂社である貴布祢社の諸社殿、舎屋など90棟余りの普請記録から、以下のことがあきらかとなった。

- a. 摂社や末社は、本宮の正遷宮までに仮遷宮を終え、新殿の立柱が行われた。
- b. 摂社や末社の立柱に続く上棟及び正遷宮の儀式は、本宮の正遷宮完了を待って行われたため、仮遷宮から新殿の上棟までに3年ほどの空白期間ができた社殿もある。
- c. 以上のように、各社殿が本宮の正遷宮を基点として、その前後の期間に立柱までの工程と上棟以後の工程を分離する形式をとったことが、造営の長期化をもたらした。

造営奉行の役割

次に、長期にわたる造営の各段階での公儀の関与をあきらかにするため、造営奉行の行動を社記録から抽出し、造営の工程に重ねた結果、造営活動が集中する寛永5年3月から同6年閏2月までは現地見廻りの回数が増えることがわかった。造営奉行は現地視察を通して不備箇所を修正を指示し、新造された社殿の現地検分を京都所司代と共に行っている。また上賀茂社に対しては、指図類や再建に際しての諸変更の伺いを提出させ、造営の進捗報告を適宜行わせると共に、遷宮に際し必要となる御供料や祝儀費、諸道具費、装束費を計上させるなど、造営事業において社と幕府をつなぐ役割を果たしていた。

(2)江戸時代中後期の造営費削減による影響

江戸時代を通して8度行われた上賀茂社の造営であるが、上述したように約20年という定期的な実現をのぞむ神社の意向とは異なり、幕府の儉約政策などを背景に不定期な挙行を強いられることになった。この幕府の儉約方針は造営認可の延引に留まらず、造営に関わる諸経費は次第に切り詰められてい

く。造営費の削減は、境内諸建築の修復計画や仕様に影響を及ぼし、それは寛保度造営(1741)の頃から顕著になっていく。費用の減額が境内諸建築にもたらした具体的な影響は、以下のようにまとめられる。

屋根葺材の変更

経費削減の影響が顕著にみられたのが、造営に際して修復対象となった諸建築の屋根葺材の変更である。

-1 建築種別にみる屋根葺材の変化

当社の社殿や舎屋に用いられた屋根は、檜皮葺、柿葺(木賊葺を含む)、栩葺、本瓦葺、棧瓦葺に大別される。寛永度造営(1628)で新造された建築の多くは檜皮葺であったが、18世紀半ばになると、檜皮葺に代わり柿葺や栩葺、棧瓦葺の割合が増大する。17世紀中期(寛永度造営～寛文期)と18世紀後期(安永度造営)の屋根葺材が共に確認できる境内の建築は、本宮以下諸社殿、諸舎屋を含めて76棟存在する。【表2】はこれら76棟について、その屋根葺材の割合を建築種別にまとめたものであるが、以下に示すように建築の種類ごとに明確な傾向がみられる。

a. 社殿(本宮・摂社)

本宮、権殿、摂社は、9棟すべてで檜皮葺を保持し、17世紀から18世紀にかけて変化はない。ただし摂社に限っては、万事簡略とした延宝度造営(1679)において栩葺に変更され、次の正徳度造営(1711)で再び檜皮葺に復されたという経緯をもつ。

b. 社殿(末社)

末社18社は17世紀半ばの時点ですべて檜皮葺であったが、18世紀後半には1社(棚尾社)を除き、板厚3分(約9mm)の栩葺に変更された。唯一檜皮葺を保持した棚尾社は、中門の脇、御籍屋と一体化するような配置構成にあることが影響していると考えられる。

c. 拝殿

摂社の社殿が檜皮葺を保持した一方で、付属する拝殿については、確認できる7棟すべてにおいて、17世紀半ばに檜皮葺であったものが、18世紀後半には板厚2分(約6mm)の木賊葺に変更されている。末社と同様に板葺きとなったわけであるが、その仕様は栩葺と木賊葺にはっきりと分けられていた。

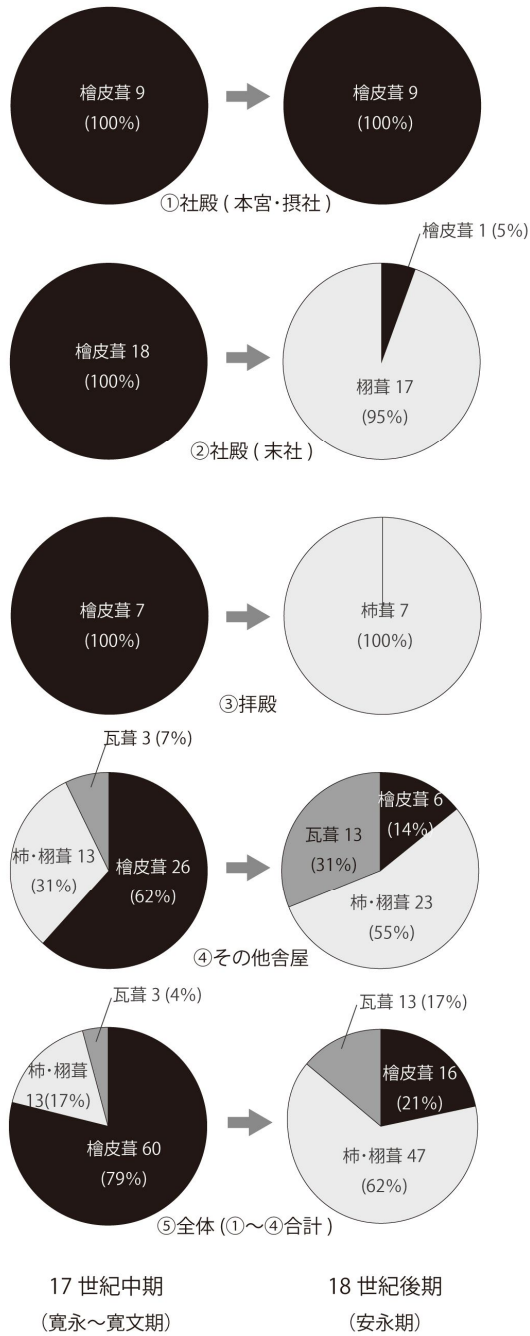
d. その他の舎屋

その他の舎屋42棟には、境内の諸施設(幣殿、御料屋、庁屋、神宝庫など)、門(楼門、中門など)、境内に存在した仏教関連施設(神宮寺、聖神寺など)が含まれる。17世紀半ばに主流であった檜皮葺の建築が減少し、18世紀後半には板葺や瓦葺が増加している。このうち、18世紀の板葺23棟の内訳は、21棟までが拝殿と同じく板厚2分の木賊葺で、2棟のみが栩葺であった。

3棟から13棟に増加した瓦葺についてみると、かつて柿葺だった境内の仏教関連施設

【表2】賀茂別雷神社における屋根葺材の変化

(賀茂別雷神社文書「上賀茂社神殿舎屋以下修理入用注文」寛文3年、「上賀茂御本社々々撰社末社舎屋等御造替御修復仕様帳」安永5年などから作成)



設や番所などが対象となっている。18世紀後半に採用されたこれらの瓦葺では、棧瓦の占める割合が大きく、13棟のうち、棧瓦葺が9棟、本瓦葺が1棟、不明3棟となっている。また神宮寺のように、寛永度造営での新造以降、寛保度造営までは本瓦葺であったが、安永度造営(1777)で棧瓦葺に改変された建築もある。

-2 屋根葺替代の費用

以上のように、17世紀半ばから18世紀後半までのあいだに主要社殿を除く境内の諸建築の屋根の多くは、檜皮葺から柿葺・榎葺及び棧瓦葺へと変化した。こうした動きは、

造営に関わる予算削減が要因であると考えられる。各々に必要とされる具体的な経費は、少し時代が過ぎるが寛文2年(1662)の大地震に伴う同3年の修復関連史料(賀茂別雷神社文書「賀茂社神殿舎屋以下之図并御修理入用之覚」寛文3年10月)に、檜皮葺替代が42匁/坪、柿葺(史料では「茶葺」)が坪単価33匁/坪、瓦葺が坪単価19匁/坪(同史料で示されている瓦は本瓦葺のため、安永期に導入された棧瓦はそれよりも安い単価であったと思われる)とあり、造替を機により安価な葺材に移行したことがわかる。

形状の変更(規模縮小、簡略化)

寛永度造営で一新された社殿、舎屋の建築は、造営のたびに幕府からの下賜金をもって破損箇所を修復が行われた。修復の内容は上述の屋根葺替のほか、軸部の根継ぎや用材の取替え、金物の補修など様々であるが、必ずしも旧態を墨守するものではなく、建築の形態そのものに影響を及ぼすような修復も確認された。たとえば、境内の一の鳥居、二の鳥居について、天保度造営(1835)では上賀茂社惣代から京都町奉行所へ向けて、このたびの造営では現状よりも細くならないように、なるべく太くしてほしい、という趣旨の願書が提出された(賀茂別雷神社文書「奉願候口状」文政13年3月12日)。古来「壺丈廻り」とされてきた両鳥居の柱であるが、造営のたびに寸法を減じて再建されてきたのか、その形状が「格好相細り候様」に見えるということが理由であった。

また実行はされなかったが、寛保度造営では境内の建築のうち最大規模の庁屋を切り縮めるようにと公儀からの通達があったことが確認された(賀茂別雷神社文書「奉願御修復箇所之覚」文政13年2月)。庁屋を縮小するという公儀の提案に対し、庁屋は社中だけでなく大嘗祭や奉幣勅使の利用に関わるものであり、その際には現状の面積でも狭いとして、朝廷との関わりを示唆しつつ神社側は抵抗する。そこで庁屋の現状規模を維持する代わりに、畔倉が修復対象から洩れることになった。

その他軽微な変更として、安永度造営以降は神宮寺や小経所の建物に付されていた高欄が無くなり、文久度造営(1864)に際して元のように戻すよう、供僧から一社中にむけて願書が提出されている(賀茂別雷神社文書「奉願申上候口状」文久2年3月)。

修復、補修の見送り

幕府の儉約政策の影響を受け、各造営において修復や新造が見送られた建築、神宝類は、上述した畔倉だけではない。境内の番所もまた、庁屋の規模維持と引き替えに修復対象から外された。競馬棧敷は、正徳度造営において修復の対象となったが、以降は寛保度~天保度造営まで修復から洩れることになった。湯屋前の木戸門及び練塀、瓦塀は寛保度造営

までは修復されていたが、次の安永度造営で初めて修復対象から外されている。

雑用銀の減額

造営に関わる費用の削減は、建築の新造・修復の経費だけでなく、公儀から当社に支給される雑用銀の減額にも顕著にあらわれることが確認された。「雑用銀」とは、境内諸建築の修復に関わる費用とは別物で、「賀茂・貴布祢遷宮以下并経所其外遷座等二至迄、諸色」(賀茂別雷神社文書「奉願候口状」文政13年3月20日)に充てられるものである。その額は本来21貫500匁に必要であった(賀茂別雷神社文書「奉願口上書」天保4年11月)が、寛保度造営において支給されたのは、その1割強を減じた18貫500匁にとどまった。これ以降、18世紀後半から19世紀にかけての造営において雑用銀が次第に減額されている状況を見ると、安永度造営では前回寛保度造営から3割を減じた12貫950匁となる。続く享和度造営(1801)では、さらに減額することが通達されたが、これ以上減額されては「取賄い相成りがたく、当惑難渋仕り候」(賀茂別雷神社文書「奉願口上書」天保4年11月)という上賀茂の訴えにより、安永度造営と同額が支給された。19世紀の造営でも雑用銀減額の傾向は続き、次の天保度造営では、享和度造営より減額することが通達される。こうした公儀からの減額通達に対して上賀茂は「社中に於いても追々借財相増し、そのうえ諸色高直(値)に相成り」「此上相減じ候ては、規式の節差支え候」(賀茂別雷神社文書「奉願候口状」天保4年11月ほか)と抵抗する。そもそも、安永度造営で雑用銀が大きく削減された際にも、諸建築への修復金がつつがなく支給されたことに当社側が配慮して、不足は承知のうえで減額を受け入れた経緯があった。上賀茂では天保度造営において21貫204匁3分5厘4毛と、本来必要とされる雑用銀額を支給するよう求めたが、結局その願いは聞き入れられず、天保度造営においても安永・享和度造営と同額の支給となったようである。

(3)古儀復興と格式の表現

江戸時代、当社では応仁・文明の乱以後中絶していた様々な祭礼や年中行事が復興される。その主たるものとして、元禄7年(1694)に再興された賀茂祭、文化11年(1814)に再興された賀茂臨時祭がある。それぞれの祭礼を復興した霊元天皇、光格天皇は、朝儀や神社祭祀復興に積極的に取り組み、それを背景として上賀茂の由緒や格式はととのえられていく。

江戸時代前期の古儀復興

江戸時代前期において、中絶した朝儀や神社祭祀などの復興は、後水尾天皇の遺志を継いだ霊元天皇(1654~1732、在位1663~87)によってすすめられた。霊元天皇在位の時代

に復興された主要な朝儀、祭祀には、延宝7年(1679)の石清水八幡放生会、貞享4年(1687)の東山天皇の大嘗会などがある。また延宝8年には『賀茂注進雜記』が編纂され、天和2年(1682)に「賀茂奏事始」が再興された。前者によって幕府が賀茂社の大要を理解し、後者によって朝廷が賀茂社の意向を直接受け止められるようになった意義は大きく(所功「『賀茂注進雜記』に関する覚書」京都産業大学日本文化研究所紀要」創刊号、1995)、元禄7年には賀茂祭が復興された。こうした17世紀の動きによって、賀茂社の「歴史」や「伝統」が復活再編され、それは19世紀における由緒と古格を前面に出した賀茂社の存在につながっていく。

江戸時代後期の古儀復興

17世紀を中心に行われた祭儀復興ののち、江戸時代後期に至り、再び祭祀復興の動きが光格天皇の代(在位1779~1817)に起こる。天皇は宸筆御沙汰書において

- 石清水と賀茂社は我が国の宗廟であり、朝廷も格別の崇敬を寄せてきたこと
- 自らが皇位にのぼり得たのは神々の加護によるものと考え、神恩に報いるため神事の再興につとめてきたこと
- 石清水と賀茂社は伊勢に次ぐ特別な存在であるにもかかわらず、両社の臨時祭が中絶していまなお再興できていないことに心が安まらないこと

などを示し(所功「賀茂臨時祭の成立と変転」(「京都産業大学日本文化研究所紀要」第3号、1997)、その意に沿って石清水臨時祭が文化10年に、賀茂臨時祭は翌文化11年に復興されていく。そして、光格天皇の代に行われた当社享和度造営(1801)の正遷宮において、天皇は東庭に下御して御拝を行い、賀茂社への篤い信仰を示す。

上賀茂社による古格強調の動き

こうした天皇の賀茂社に対する敬神の念のもとで、上賀茂社においてもそれに相応しい格を保持するための積極的な動きが確認される。たとえば文政13年(1830)に賀茂伝奏清水谷中納言へ向けて提出された神服の変更願(賀茂別雷神社文書「乍恐御内々御願奉申上候口上」文政13年)では、当社の御装束は「臣下之御装束之様ニ」思われること、下社はかねて「御上之御袍」になり、日吉社も「紺綾鞠塵等之御神服」と聞いているので、当社も紺綾鞠塵等の御神服にはできないかと述べている。その際には、上述した享和度造営における光格天皇の東庭での御拝に言及し、それほどの社であるゆえに格別の沙汰をもって願いを聞き入れてもらえれば幸甚である、としたためている。また天保度造営(1835)を前に、正遷宮の際には幄座着座を復活させてほしい旨を嘆願し、春日社や日吉社、石清水、北野といった他社の例を引き合いに出して同列の扱いを求めている。

(4)幕末期における攘夷祈願と造営

孝明天皇の攘夷祈願

光格天皇の賀茂社に対する敬神の姿勢は、孫の孝明天皇(在位 1846~66)の時代に、より強い動きとなってあらわれる。天皇は強硬な攘夷主義を掲げて幕府に海防の強化を促し、積極的に政治に関与する。それと共に国難を払うべく神仏へ帰依し、嘉永期以降、賀茂社を含む七社七寺への祈禱をたびたび命じる。「孝明天皇紀」などにみえるその初回は嘉永3年(1850)であり、賀茂社に命じられた祈禱の回数は安政元年(1854)をピークとして安政年間に頻発する。また安政5年、孝明天皇は宮中の諸費を節減して異国との事変にそなえようとする旨を述べる一方で、続けて「但神事仏事八如前件天下之祈禱ナレハ難停、是迄通可然哉之事」(「孝明天皇紀」安政5年5月)と、神仏への祈禱は例外であることを示している。

文久度造営と攘夷祈願

江戸時代最後の造営となった文久度造営(1864)は、このように攘夷や政変による不安定な世情を背景に、天皇の篤い崇敬を得るなかで実現した。当造営発願の初見は、前回の天保度造営(1835)より21年を経た、安政3年1月24日のことである。しかし、この願いは前回の造営からさほど年数も経たず、また幕府が儉約中であるとの理由から却下される。最終的に造営が幕府から認可されたのは、文久元年(1861)11月7日のことであった。願書を初めて提出してから5年のあいだ、上賀茂神社は3度の追願(安政6年2月27日、文久元年2月晦日、同年3月18日)を重ねることになるが、それらの陳情は上述した孝明天皇の命による外患調伏・天下泰平の祈禱が盛んに行われるなか進められた。そして元治元年(1864)3月15日に本宮の正遷宮を挙行し、朝廷からの正遷宮使をむかえる。本宮正遷宮に際しての宣命には、「新に美材を集め良匠を召」して造替した正殿の遷御にあたり、天下泰平、万民娯楽を祈ると共に、「近年夷賊等」の驕りたかぶった行動は耐えがたく、それに加えて国内の窮弊が差し迫り、天皇の心中を悩ますことが述べられている。そして、こうした災禍をしりぞけることは、人間の力の及ぶところではなく、「醜夷を四海の外に放退け、神威を八紘の表に顕揚」することを神に祈る(「上加茂別雷神社記録」元治元年3月15日)。同様の文言は、前年の文久3年12月12日に本宮正遷宮を挙行した下鴨社、元治元年4月9日に正遷宮を行った上賀茂社撰社貴布祢社の宣命にもみられる。

孝明天皇の行幸と式年造替制の成立

文久度造営が進行していた文久3年3月、孝明天皇は攘夷祈願として当社へ行幸する。祈禱を命じるだけでなく、賀茂祭や臨時祭に奉幣使を遣わし、そこでも攘夷祈願の宣命が

ととのえられた。行幸翌月の4月に行われた賀茂祭の御祭文には「去し三月しも行幸し給ひて、親躬ら叡慮の事情を誓ひ祈り給ふ。然るに其の期も近きに在りぬれど、頃日の形勢なるは、朕、薄徳の致す所か、敬神の心の足らざるか」(米田裕之「孝明天皇の賀茂社行幸」儀礼文化学会『儀礼文化』第40号、2008)とあり、一層強い信心をもって国難にのぞむ姿がうかがえる。ついには、翌5月の沙汰をもって、以後は上賀茂社において21年目の造営を式年とする旨が定められるに至る。

このように、緊迫する内憂外患を案じた祈禱の宣命や奉幣使の派遣がなされるなか、賀茂社の造営もまた、孝明天皇にとっては「敬神の心」を示し、攘夷の祈禱と結びつくものであった。「斯くのごとく禍を攘むことは、人力の及ぶところに非ず」(孝明天皇宣命「上加茂別雷神社記録」元治元年3月15日)として神仏にすぎる天皇の動向は、幕末期の緊張状態が朝廷と当社との関係を深め、より篤い信仰と崇敬に結びついたことを示すものであろう。

幕府の意向に翻弄されつつも速やかな造営の実現を目指してきた当社が、造営願書や追願書の文言のなかでこうした天皇との強い結びつきに言及した形跡はみあたらない。しかしながら、儀式や神服などの扱いにおいて自らの古格と由緒にこだわり、それを強調する動きの背景には、「敬神」の対象となるにふさわしい神社のイメージを成立させ、その存在基盤をゆるぎないものに高めようとする意図があったのではないかと考察する。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔図書〕(計 1 件)

小出 祐子、「江戸時代の賀茂別雷神社と造営」『京都を学ぶ【洛北編】文化資源を発掘する』、ナカニシヤ出版、2016、104-121

〔その他〕(計 2 件)

小出 祐子、「江戸時代の賀茂別雷神社における造営について」『平成27年度京都府域の文化資源に関する共同研究会報告書(洛北編)』、2016、66-104

小出 祐子、「上賀茂神社の江戸時代 受け継がれてきた境内の建築」2017年7月18日、歴彩館(京都府京都市)

6. 研究組織

(1)研究代表者

小出 祐子(KOIDE, Yuko)

京都精華大学・デザイン学部・講師

研究者番号：50593951